船舶事故等調査報告書

平成２２年４月２２日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	２００９神第３７１号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成２１年１１月２１日（土）　１８時５０分ごろ	
発生場所	兵庫県姫路港　飾磨西防波堤東灯台から真方位０４１°　５６０m付近	
事故等調査の経過	平成２１年１２月１７日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	Ａ　交通船　第八ふじ、９．１トン ２６０－２４９４３兵庫、株式会社富士建設 Ｂ　快遊船　巧誠（こうせい）、５トン未満（長さ１１．０５m） ２７１－１８２３５兵庫、個人所有	
乗組員等に関する情報	Ａ　船長、二級小型船舶操縦士 Ｂ　船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	Ａ　左舷船首部外板に０．１３mの破口を伴う擦過傷 Ｂ　右舷船尾角に０．２０mのき裂及びハンドレール曲損	
事故等の経過	Ａ船は、船長Ａが１人で乗り組み、作業員３人を同乗させ、姫路港内を北進中、Ｂ船は、船長Ｂが１人で乗り組み、友人６人が同乗し魚釣り場を移動するために北進中、平成２１年１１月２１日１８時５０分ごろ、Ａ船の左舷船首部とＢ船の右舷船尾部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　北、風速　約２．３m/s、視界　良好 海象：潮汐　下げ潮の中央期	
分析	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	気象・海象の関与	なし
	判明した事項の解析	Ａ船は、姫路港内において北進中、船長Ａが、同乗者と会話しながら船橋当直を行っていたため、前方を航行中のＢ船に気付かなかった可能性があると考えられる。 Ｂ船は、北進中、船長Ｂが、魚釣り場を確認することに注意を奪われていたため、接近するＡ船に気付かなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、姫路港内において、両船がともに北進中、船橋当直中の船長Ａが同乗者と会話を行っていて前方を航行中のＢ船に気付かず、また、船長Ｂが魚釣り場の確認に注意を奪われて接近するＡ船に気付かなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	